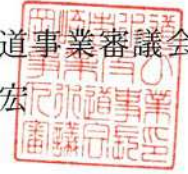


(写)

令和7年10月15日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏



適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年7月17日付け6水経第28-1号で諮問のありました適正な下水道使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

下水道は、安全で快適な市民生活や安定的な社会経済活動を確保する上で、必要な社会基盤であるとともに、公衆衛生の向上による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という環境面での重要な役割を担っている。

岡崎市の下水道事業は、1923（大正12）年に事業着手して以来、昭和期には、高度経済成長期の人口増加と市街地整備による下水道整備が進み、1962（昭和37）年には八帖処理場の供用開始により、汚水が処理場に集約されるようになり、河川の水質改善が図られた。その後、1993（平成5）年には広域処理となる矢作川流域下水道への接続がなされ、より効率的な汚水処理が可能となった。また、平成初期からは普及率向上を目指し、市街化区域において集中的な污水整備を実施し、現在も「岡崎市污水適正処理構想」に基づく整備を進めている。このことにより、令和6年度末における下水道普及率は90.0%となった。

近年、下水道事業を取り巻く環境は、節水機器の進化や節水意識の高まり、人口減少社会の到来などに起因した水需要の減少により、下水道使用料収入の増収は大きく見込まれない一方で、下水道事業のサービスを提供・維持するための施設整備は、南海トラフ巨大地震を始めとする災害への備え、全国的に発生している老朽化した下水道管路に起因する事故等の予防、増加が見込まれる改築更新及び維持管理への着実な対応が必要になる中での物価高騰への対応など、今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

こうした状況においても、下水道事業者は将来にわたって下水道サービスを安定的に提供し続ける責務を担っていることから、2020（令和2）年度には、2030（令和12）年度までの10年間の計画として「岡崎市上下水道ビジョン」を策定し、「上下水道新時代 暮らしを守る 次の100年へ」を基本理念に、水道事業と一体となり、計画的な事業運営に取り組むこととしているが、常に経営環境の変化に対応できるよう、継続的に経営基盤の強化を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、総括原価方式により、適正な下水道使用料の検証を行った。検証に当たっては、算定期間の収支不足や今後の水需要の変化にも対応でき、使用料体系や総括原価が使用実態に応じたものになっているかなどを検討する必要がある、財政収支計画、下水道施設ストックマネジメント計画等を踏まえて、7回にわたる会議を重ね、ここに答申するものである。

本文

1 答申事項

(1) 下水道使用料

令和9年4月1日に、平均改定率27.5%の増額改定が必要である。

(2) 使用料算定期間

令和9年度から令和12年度までの4年間とする。

(3) 下水道使用料体系

下表のとおり

下水道使用料（1箇月分、税抜き）

基本使用料	従量使用料	
	排除汚水量	金額
914円	10 ^{m³} までの部分	1 ^{m³} につき52円
	10 ^{m³} を超え25 ^{m³} までの部分	1 ^{m³} につき96円
	25 ^{m³} を超え50 ^{m³} までの部分	1 ^{m³} につき189円
	50 ^{m³} を超える部分	1 ^{m³} につき270円

2 答申の根拠

(1) 下水道事業の現状と今後の見通し

ア 事業計画

事業計画は、令和6年度に策定した下水道管路整備計画及び下水道施設整備計画に基づき審議した。

この計画は平成27年度に改正された下水道法に基づいて長期的な視点から策定されたものであり、今後必要となる整備の規模について管路については状態監視保全の考え方、施設については部材により目標耐用年数による時間計画保全、状態監視保全、事後保全に分けて算定されている。また、施策として、耐震上重要な幹線等の耐震化、岡崎市総合雨水対策計画に基づく浸水対策事業を掲げられている。

計画の策定に当たり、状態監視保全により不良箇所のみの方策を行う等、リスクとコストの最適化の観点からコストを抑制しており、評価できる内容となっている。

イ 需要予測

水需要は、天候や近年の新型コロナウイルス感染症の影響による年度間のばらつきがあるものの、節水機器の普及等により減少傾向にある。

水洗化人口の見通しは、令和2年国勢調査人口を基準とした令和6年3月の推計では、将来人口は令和7年まで増加すると見込まれているが、近年の実績人口は減少となっており、今後もその傾向が続くものと見込まれている。一方、岡崎市污水適正処理構想に基づく污水处理区域の拡大を加味した結果、水洗化人口は令和12年まで増加し、その後減少するものと算出されている。

有収水量は水洗化人口を基に近年の減少トレンドを加味して算出されており、それぞれ妥当な内容である。

ウ 財政収支計画

財政収支は、令和4年度以降の資材価格・燃料費の高騰、労務単価の上昇などの外的要因により、老朽化する施設の維持や更新に必要な費用が年々増しており、経営状況は急激に悪化し、令和6年度には赤字に転落している。物価の上昇は今後も続く見込みであり、令和11年度には内部留保資金が枯渇すると見込まれている。

一方、建設投資は企業債に大きく依存しており、ほぼ起債可能額の上限まで借り入れている。また、固定資産の減価償却期間と企業債の償還期間の差による構造的資金不足を埋めるための資本費平準化債もすでに活用しており、企業債の借入れを増やすことにより資金不足を回避することは不可能とのことである。

建設投資の財源に充てる内部留保資金の保有高は、安定した下水道事業経営を継続するために留保する必要がある金額として35億円と定められた。その内訳は、東日本大震災や熊本地震といった地震被害の事例を参考に、断水により使用料収入が確保できない期間を半年間と定め、その間に発生する維持管理費や企業債の償還等の支出で28億円、また過去の地震被害の事例を参考に、岡崎市の下水道事業の規模に換算し算出された臨時に発生する費用に充てるための7億円である。なお、一般会計繰入金は被災時にも従来どおりの時期に入金されるものとされている。

内部留保資金を枯渇させず、必要な額を保持するため、下水道使用料改定による収益の確保が求められる。

(2) 下水道使用料のあり方

ア 経営の視点

下水道使用料の試算にあたっては、経営状況を短い期間で判断する短期視点と長い期間で判断する長期視点により検討された。

短期視点では、経営戦略で求められる10年間の財政収支計画期間を、使用料算定期間の4年毎に分割した上で必要となる使用料金水準を分析さ

れた。この短期視点では、今回算定期間に入った令和9年度に目標資金の確保を達成するためには58.1%という急激な改定が必要と試算された。

一方、長期視点では、経営戦略で求められる10年間の財政収支計画期間の全体を対象に、必要となる使用料水準を分析された。この場合において、目標資金確保の達成時期を令和18年度とした場合には、改定率32.3%と試算された。さらに企業債の借入条件を長期間に見直すことにより、改定率を27.5%まで抑制することが可能と試算された。

このような検討過程は、安定した経営を確保するための内部留保資金の確保と、改定率の抑制を図っており、長期視点で経営状況を判断することは妥当である。

イ 使用料水準

下水道使用料は、適正な原価に資産維持費を加算した総括原価方式で算定されている。

令和9年度以降の財政計画では、事業計画の進捗に伴い減価償却費と資産維持費が増加する見込みであるため総括原価が増加している。

長期視点を用いて令和18年度までの10年間を算定した場合、令和9年度から令和12年度までの算定期間については平均改定率27.5%の使用料値上げが妥当である。

ウ 使用料体系

(7) あるべき使用料体系の検討

前回改定を行った平成21年と比較したところ、今回の算定期間においては、月10 m^3 までの低従量帯の占める有収水量の割合が増加しており、26 m^3 から50 m^3 まで及び50 m^3 以上の占める有収水量の割合が著しく低下すると見込まれた。このことから、現行の使用料体系を基とした体系では、経営の安定に資するものにならないおそれがある。現行の使用料体系を基にせず、あるべき使用料体系を検討したことは妥当である。

(8) 基本使用料と従量使用料の配分

下水道使用料は、使用量に関係なく使用者が負担する「基本使用料」と水の使用量に応じて使用者が負担する「従量使用料」とで構成される。

総括原価はその性質により、主に使用者数により増減する需要家費、施設の規模により増減する固定費、処理水量により増減する変動費の3つに区分され、その特徴により、需要家費は基本使用料に、変動費は従量使用料に配分される。

下水道事業は、管渠やポンプ場など多くの下水道施設が必要であり、経費の6割を処理水量の多寡にかかわらず施設の維持管理や更新に必要な固定費が占めている。

この固定費は、経営面においては基本使用料で賄うことが理想だが、固定費はその性質から、施設規模に伴い増加するものである。また、下水道使用料は水道料金と異なり、口径にかかわらず定額であるため、固定費の多くを基本使用料で回収することにより、大規模需要者に起因する固定費を原因者に配分できないという不公平が生じるおそれがある。

よって、固定費の一部を合理的な方法により従量使用料に配分することが公平性の確保のために求められる。

固定費の配分については、通常使用される施設に相当する固定費を基本使用料で均等に負担し、超過需要に備えた施設に相当する固定費を従量使用料で需要に応じて負担することとし、固定費の44.6%を基本使用料に配分することは、公平性の観点から妥当である。

(㊦) 基本使用料

基本使用料は、前述のとおり水道料金と異なり、全国的に水需要の多寡によらず一定に設定されている。

需要家費及び基本使用料に配分した固定費を件数に均等に配分する方法は、妥当である。

(㊧) 従量使用料

下水道使用料において、水需要により増加した固定費について原因者に応分の負担を求めるには、使用水量に応じて配賦する固定費を増加させ、従量使用料単価を引き上げる累進制を採用する必要がある。

各従量帯に対して固定費を配賦するにあたり、『下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版（平成29年3月 公益社団法人日本下水道協会）』（以下「基本的考え方」という。）で示された「需要の変動に基づく配賦例」の方法によることは、公平性の観点から妥当である。

また、基本的考え方では、変動費（本算定期間において1 m³あたり46円）を均等に配賦することを求めている。現行の下水道使用料において10 m³までの区分は1 m³あたり10円と相対的に低位に設定されているが、これは平成21年改定において従前の基本水量（月10 m³までは基本使用料のみ）を廃止した際に、低従量帯に単価が設定されていることを利用者に慣れさせるために、理論的な根拠なしに相対的に低位に定めたことによるものである。前回改定から17年が経過し、生活様式、世帯人員構成の変化に伴い、当該従量区分の占める割合が大きく伸びていることから、公平性の観点及び安定した経営を志向する中では、今後も同様の措置を取ることは困難であり、変動費を使用水量に均等に配賦することは妥当である。

3 附帯意見

(1) 市民等への十分な説明について

本答申に基づく改定が行われた場合、平成21年以来18年ぶりの使用料改定となる。また、平均改定率27.5%、10m³までの従量使用料単価が52円になるなど、市民負担の増加は決して小さくない。

災害対策、事故予防等の施策とともに事業の継続のために必要な負担を求めるものであることを丁寧に説明し、市民等の理解を得るよう努められたい。

(2) 福祉的視点

下水道使用料の低所得者への対応については、所得の多寡を使用水量で判断できないことや、事業運営の原資を料金収入で賄う公営企業において実施することが適当でないとされていることから、使用料改定において対応を加味することは適切でない。

なお、低所得者への対応が必要と判断する場合、行政の福祉施策等による支援として検討されたい。

(3) 資産維持費について

今回採用した資産維持費の算定は、先行した水道料金における審議と同様の方法であり、資産維持費の定義に照らし合わせた妥当なものと考えられるが、現状、国等から下水道事業の資産維持費の積算基準を示されていない。今後、国等から標準とすべき積算基準が提示された場合には、今回の算定方法と比較検証する必要があることに留意されたい。

(4) その他

審議過程において、段階的に改定を行い、一度に大きな改定とならないよう配慮すべきとの意見もあったが、今回は急激な物価高騰等に対応するために、段階ごとに改定を行ったとしても、1年後に改定を行う必要があり、最終的な市民負担も増加することから、一度に改定を行うものとして答申した。

使用料改定は、すべき時に行わなければ必要な設備投資や維持管理ができなくなることや、次回改定幅が大きくなること等の弊害を生むこともある。

次回以降の改定については、一度に大きな改定とならないよう、できるだけ早期に改定の兆候を把握し、早めの対応をされたい。

おわりに

下水道使用料は、「公正妥当なもの、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められている。100周年を迎えた下水道事業について、将来にわたって継続するには、広域化、共同化などの事業の効率化、経営努力のほか、市民の理解、協力が何よりも大切である。今後も事業の必要性、生活環境への寄与等について積極的な情報提供を行い、市民（需要家）の声を聴き、市民の理解を獲得するよう努力されると共に、健全な経営を維持することで将来にわたって循環可能な社会を支え続けられるよう努められることを切望する。

審議経過

開催回	開催日	審議内容等
第10回	令和6年7月17日	○諮問書の伝達 ○下水道事業の概要について
第11回	令和6年11月20日	○適正な下水道使用料のあり方について①
第12回	令和7年2月12日	○適正な下水道使用料のあり方について②
第13回	令和7年5月21日	○適正な下水道使用料のあり方について③
第14回	令和7年6月25日	○適正な下水道使用料のあり方について④
第15回	令和7年7月25日	○適正な下水道使用料のあり方について⑤
第17回	令和7年9月24日	○答申書（案）の審議

委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	丸山 宏	
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	齊藤 由里恵	
〃	久保 敦	
〃	荒川 江美	任期：令和4年7月27日～令和6年7月17日
〃	山本 京子	任期：令和6年7月17日～令和8年3月31日
〃	鈴木 純子	
〃	石井 美紀	
〃	松井 亜早美	

（敬称略）